

特別史跡加曾利貝塚新博物館（仮称）

整備・運営事業

基本契約書

（案）

【SPC を設立しない場合】

千葉市

特別史跡加曾利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業
基本契約書

特別史跡加曾利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、千葉市（以下「市」という。）と、_____（以下「代表企業」という。）及びこれを代表企業とする_____グループの各構成員（以下、代表企業及び各構成員を総称して「事業者」という。）は、以下のとおり合意し、本基本契約書（以下「本基本契約」という。）を締結する。なお、本基本契約において使用されている用語は、本基本契約に別段の定めがある場合及び文脈上別意に解すべき場合を除き、入札説明書にて定義される意味を有するものとする。

目次

第1条	(目的等)	1
第2条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第3条	(事業の概要等)	1
第4条	(役割分担)	1
第5条	(設計・建設業務)	2
第6条	(維持管理及び運營業務等)	2
第7条	(連帯保証)	2
第8条	(再委託等)	3
第9条	(権利義務の譲渡の禁止)	3
第10条	(損害賠償)	3
第11条	(契約の不調)	3
第12条	(契約の終了)	3
第13条	(秘密保持等)	5
第14条	(準拠法)	5
第15条	(管轄裁判所)	5
第16条	(誠実協議)	5
別紙1	事業日程	1

(目的等)

第1条 本基本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第3条 本事業の概要は、要求水準書等（要求水準書その他入札説明書等並びに入札説明書等に基づき提出された質問に対して発注者が公表した回答、入札説明書等に基づき実施された技術対話において発注者が書面で通知した対話結果等をいう。以下同じ。）及び事業提案書に定めるとおりとする。

2 本事業の日程（以下「事業日程」という。）は、要求水準書等及び事業提案書に定めるとおりとする。

3 本事業の対象となる新博物館、駐車場、緑地（以下「本施設」という。）の概要は、要求水準書等及び事業提案書に定めるとおりとする。

4 本事業において、事業者が行う業務は、要求水準書等及び事業提案書に定めるとおりとする。

5 事業者は、日本国の法令を遵守し、監督官庁との協議がある場合には自らの費用と責任においてこれを行い、事業契約を履行しなければならない。

(役割分担)

第4条 本事業の遂行において、事業者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に定める役割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

(1) 設計企業（本基本契約に設計企業として記名押印するものをいう。以下同じ。）、建設企業（本基本契約に建設企業として記名押印するものをいう。以下同じ。）、工事監理企業（本基本契約に工事監理企業として記名押印するものをいう。以下同じ。）及び展示設計・施工企業（本基本契約に展示設計・施工企業として記名押印するものをいう。以下同じ。なお、設計企業、建設企業、工事監理企業及び展示設計・施工企業を総称して「設計・建設事業者」という。）は、市から本施設の設計・建設に関する業務及び当該業務に関して、要求水準書等及び事業提案書に定める業務（以下総称して「設計・建設業務」といい、そのうち、本施設の設計に関する業務を「設計業務」といい、本施設の建設に関する業務を「建設業務」という。）の一切を一括して請負い、設計企業が設計業務の一切を、また、建設企業が建設業務の一切をそれぞれ履行する。

(2) 維持管理企業（本基本契約に維持管理企業として記名押印するものをいう。以下同じ。）及び運営企業（本基本契約に運営企業として記名押印するものをいう。以下同じ。維持管理企業及び運営企業を総称して「管理・運営事業者」という。）は、市から本施設の開館準備業務、維持管理業務及び運営業務に関して、要求水準書等及び事業提案書に定める業務（以下総称して「維持管理及び運営業務等」という。）を受託する。

(設計・建設業務)

第5条 設計・建設業務の概要は、要求水準書等及び事業提案書に定めるとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、設計・建設事業者は、建設工事請負契約の定めるところに従い、設計企業をして、建設工事請負契約締結後速やかに設計業務に着手させ、建設企業をして、事業日程にしたがい建設業務を行わせ、本施設を完成させて事業日程に定める引渡期限までに市への引渡しを完了するものとする。
- 3 設計・建設事業者は、本施設の引渡後も、建設工事請負契約の定めるところに従い、本施設の契約不適合責任等を負担する。
- 4 前各項の定めるところのほか、設計・建設業務の詳細は、建設工事請負契約の定めるところに従うものとする。

(維持管理及び運營業務等)

第6条 維持管理及び運營業務等の概要は、要求水準書等及び事業提案書に定めるとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、維持管理及び運營業務等に係る業務遂行期間は、当該期間として要求水準書等及び事業提案書に定める期間とし、本施設の維持管理及び運營業務等を事業日程のとおりの開館準備期間の開始日から開始し、開館（供用開始）日から10年後の会計年度末に終了するものとする。
- 3 前各項の定めるところのほか、維持管理及び運營業務等の詳細は、維持管理・運営委託契約の定めるところに従うものとする。

(連帯保証)

第7条 各事業者は、当該事業者が締結した各事業契約の範囲内で、当該事業契約を共同して締結した他の事業者と連帯して、当該事業契約に基づき生じた損害賠償義務、違約金支払義務その他一切の金銭債務（以下「主債務」という。）を負担する（以下「本連帯保証債務」という。）。本連帯保証債務の履行については、次項以降の定めに従うものとする。

- 2 本連帯保証債務は、主債務に係る担保又は他の保証により変更されず影響も受けないものとする。事業者は、市がその都合によって担保又は他の保証を変更・解除しても、本連帯保証債務の免責を主張してはならない。
- 3 事業者は、市に対する設計・建設業務に係る請負代金又は維持管理及び運營業務等に係る委託料その他の債権をもって、本連帯保証債務に係る市の債権と相殺してはならない。
- 4 事業者は、本連帯保証債務の履行により市の他の事業者に対する権利につき代位した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、代位した権利を行使してはならない。事業者は、市から請求を受けた場合、代位による権利又は順位を市に無償で譲渡するものとする。また、事業者は、本連帯保証債務の履行により他の事業者に対して求償権を取得した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、当該求償権を行使してはならない。ただし、市が事前の書面による承諾をした場合には、この限りでない。
- 5 事業者による本基本契約に基づく連帯保証は、主債務に係る担保又は他の保証を変更せず影響も与えないものとする。
- 6 市は、本連帯保証債務の履行を請求しようとするときは、事業者の全部又は一部に対して、市が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付する。当該保証債務履行請求書を受領した事業者は、その受領した日から60日以内に、当該請求に係る本連帯保証債務の履行を完了しなければならない。

7 市は、建設工事請負契約に基づく工事に係る工期の変更、延長、工事の中止その他の事由により主債務の内容に変更が生じたときは、遅滞なく当該事項を事業者に対して通知する。事業者は、本連帯保証債務の内容は、主債務の内容の変更に従って、当然に変更されるものとすることを認識しかつ了解しており、これに如何なる異議も述べない。

(再委託等)

第8条 事業契約に基づき受託し又は請け負った業務に関し、設計・建設事業者又は管理・運営事業者は、当該事業契約に別途定める場合を除き、第三者に再委託し又は下請けしてはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 市及び事業者は、相手方の事前の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(損害賠償)

第10条 いずれかの事業者の事業契約に基づく市に対する賠償義務については、本基本契約、事業契約その他の合意において別段の定めがない限り、第7条の定めに従うものとする。

(契約の不調)

第11条 事由の如何を問わず、建設工事請負契約又は維持管理・運営委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合には、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の定めるところに従うほか、本基本契約に別段の定めがない限り、当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、締結に至らなかった当該契約に関し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(契約の終了)

第12条 本基本契約は、本基本契約の締結により法的効力を生じ、維持管理・運営期間の満了日の経過を以て効力を喪失するまで、本基本契約の各規定は市及び事業者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本基本契約以外の事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、市は、事業者の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、市の第10条に基づく事業者に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 本事業に関して以下のいずれかに該当する場合。

- ① 公正取引委員会が、事業者に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- ② 公正取引委員会が、事業者に対し独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- ③ 自ら又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。
- ④ 事業者のいずれかが次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- （2）本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、市が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。
- （3）事業者のいずれかが本基本契約の債務の履行を拒否し、又は、いずれかの事業者の本基本契約の債務について履行不能となった場合
- 4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、事業者は、市が本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、事業者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないときは、市に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げない。
- 5 第1項及び第2項の定めにかかわらず、締結している建設工事請負契約又は維持管理・運営委託契約のいずれかが解除された場合は、当該事由が生じた日をもって本基本契約は終了する。なお、本項に基づく本基本契約の終了後も、市又は事業者の相手方に対する違約金、損害賠償その他既発生の責任（既発生の原因に基づく潜在的な責任を含む。）に係る請求は妨げられない。
- 6 前各項の定めにかかわらず、本基本契約の終了後も、第7条及び第9条から第16条までの定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
- 7 次の各号に掲げる者が本基本契約を解除した場合、何らの意思表示もなしに、その時点で市が本基本契約を解除したものとみなされるものとする。
- （1） いずれかの事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- （2） いずれかの事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- （3） いずれかの事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 8 市及び事業者は、本条の定めるところに従って本基本契約が解除された場合、締結している本基本契約以外の事業契約において損害賠償金、違約金及び契約保証金の取扱いについて定めがあるときは、当該定めが本条の定めとともに重疊的に適用されることに同意する。

(秘密保持等)

第13条 市及び事業者は、事業契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、事業契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市及び事業者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、市及び事業者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 市が守秘義務契約を締結した者に開示する場合
- (5) 市又は事業者が守秘義務契約を締結した事業者のアドバイザー又は再委託先に開示する場合
- (6) 本施設の維持管理及び運営に必要な場合（本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。）

4 市は、前各項の定めにかかわらず、事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 事業者は、事業契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、市の定める諸規定を遵守するものとし、事業契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。

(準拠法)

第14条 本基本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第15条 市及び事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(誠実協議)

第16条 この条項に定めるもののほか、事業者は、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）その他関係法令の定めるところに従うものとし、本基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

本基本契約の締結を証するため、本書 通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付して仮契約を締結し、別途市及び設計・建設事業者間で締結される建設工事請負契約についての市議会の議決をもって本契約に読み替える。

(特約条項条文)

本基本契約は、建設工事請負契約が市議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において事業者がこのことにより損害を生じた場合においても、市は一切その賠償の責に任じない。

令和__年__月__日

発注者 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

事業者 (代表企業)
住所(所在地)
商号又は名称
代表者

(構成員/設計企業)
住所(所在地)
商号又は名称
代表者

(構成員/建設企業)
住所(所在地)
商号又は名称
代表者

(構成員/工事監理企業)
住所(所在地)
商号又は名称
代表者

(構成員/展示設計・施工企業)
住所(所在地)
商号又は名称
代表者

(構成員/維持管理企業)
住所(所在地)
商号又は名称
代表者

(構成員/運営企業)
住所(所在地)
商号又は名称

別紙1 事業日程

1. 設計・建設期間

契約締結日から令和12年●月●日

2. 開館準備期間

契約締結日から開館（供用開始）日の前日

3. 維持管理・運営期間

開館（供用開始）日～10年後の会計年度末

以上